

朝日町開発事業指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における良好な市街地の形成を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づき、開発事業を行う者に対し、公共公益施設の整備等について所要の協力を求め、及び指導し、もって住みよい町づくりの実現と地域の健全な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 開発事業 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発事業をする土地の区域をいう。
- (3) 事業者 開発事業を施行する者をいう。
- (4) 公共施設 法第4条第14項に規定する施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、本町における開発事業のうち次に掲げるものに対して適用する。

- (1) 市街化区域における500㎡以上の開発事業。この場合において、当該事業地に隣接する土地で、完了後1年以内に追隨して開発事業を行う場合において、機能的に一体と認められるときは、その合計規模が500㎡以上になるときも適用する。
- (2) 市街化調整区域における開発事業

2 前項の規定にかかわらず、法第29条第1項各号に規定するものについては適用しない。
(地元周知等)

第4条 事業者は、開発事業を行うときは、あらかじめ地元関係者に事業概要を説明し、理解を得るものとし、その経緯を地元協議報告書（様式第1号）により町長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、必要に応じ開発事業に関係する利害関係者及び周辺住民等へ、説明会を実施しなければならない。
- 3 事業者は、前項に基づく説明会を実施したときは、その会議録を町長に提出しなければならない。
- 4 事業者は、開発事業に関し地元関係者との間に紛争が生じないよう努めるものとする。
- 5 事業者は、開発事業に関して周辺住民等から苦情があったとき、又は紛争等が生じたときは、これに誠意を持って対応し、当該苦情、紛争等の解決に努めるものとする。
- 6 事業者は、工事完了後においても、前項の規定を遵守するものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、開発事業を行う場合は事前に開発行為事前協議書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の事前協議書を受理したときは、速やかに関係所管課と庁内協議書（様式

第3号)により協議を行うものとする。

3 町長は、前項の協議が終了した後、協議経過書(様式第4号)を事業者に通知し、同様式により回答を得るものとする。

4 事業者は、前項の事前協議が終了した以降、内容等を変更しようとするときは、開発行為変更届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(公共施設の設置)

第6条 事業者は、開発事業区域内外に新たに公共施設を設置する場合は、あらかじめ当該公共施設の管理者となるべき者と協議するとともに、その構造、規格等は関係法令に規定するもののほか、三重県が作成する宅地開発事業に関する技術マニュアル等の基準を遵守するものとする。

(事業の施行)

第7条 事業者は事業の施行にあたり、関係所管課と緊密な連絡を保ちつつ、関係法令及びこの要綱に定める事項を遵守しなければならない。

2 開発事業区域内外の公共施設の移設又は改良若しくは改修を行う場合は、関係所管課と協議し事業者の負担において行うものとする。

3 工事に係る土砂及び機材等の搬出入に伴い、砂塵、騒音、振動等の公害を地域付近に及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

4 工事中における雨水の排出又は土砂の流出等による災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。この場合において、工事着手後に休止し、中止し、又は廃止する場合も同様とする。

5 開発事業により公共施設その他に災害等を与えた場合は、事業者の責任において、その補償等を負わなければならない。

(公共施設等の帰属、寄附等)

第8条 事業者は、公共施設又は公益的施設を帰属、寄附又は維持管理をしようとするときは、あらかじめ関係所管課と協議しなければならない。この場合において、協議により公共施設又は公益的施設を帰属又は寄附することとなったときは、当該公共施設又は公益的施設を移管するまでに公共施設又は公益的施設の帰属又は寄附に関する協定書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 事業者は、協議により町に帰属又は寄附することとなった公共施設又は公益的施設及びその用地は、原則として法第40条第2項に規定する公告(工事完了日)の日の翌日をもって町に帰属又は寄附するものとする。この場合において、帰属又は寄附に要する費用は事業者の負担とする。

3 前2項の規定により町が管理することとなった公共施設又は公益的施設は、町長の引継検査を受けた後、町に移管するものとし、移管するまでの間は、事業者の責任において管理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度関係者と協議の上、町長が定める。

附 則（平成22年告示第2号）

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第39号）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第45号）

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第53号）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第6号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第21号）

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。